

「修身要領」と独立自尊

山内 慶太

(1) 修身要領とは何か

全 29 条のモラルコード (Fukuzawa's Moral Code)

第 1 条 人は人たるの品位を進め、智徳を研ぎ、ますます其光輝を発揚するを以て、本分と為さざる可らず。吾党の男女は、独立自尊の主義を以て修身処世の要領と為し、之を服膺して、人たるの本分を全うす可きものなり。

第 29 条 吾党の男女は、自ら此要領を服膺するのみならず、広く之を社会一般に及ぼし、天下万衆と共に相率みて、最大幸福の域に進むを期するものなり。

構成

第 1～7 条・・・個人の道徳

第 8～13 条・・・男女・家庭の道徳

第 14～21 条・・・社会生活の道徳

第 22～26 条・・・国民としての道徳

第 27～29 条・・・独立自尊主義の普及

個人の道徳

第 2 条 心身の独立を全うし自から其身を尊重して人たるの品位を辱めざるもの、之を独立自尊の人と云ふ。

第 3 条 自から勞して自から食ふは人生独立の本源なり。独立自尊の人は自労自活の人たらざる可らず。

第 4 条 身体を大切にし健康を保つは人間生々の道に欠く可らざるの要務なり。常に心身を快活にして苟めにも健康を害するの不養生を戒む可し。

第 5 条 天寿を全うするは人の本分を尽すものなり。原因事情の如何を問はず、自から生命を害するは、独立自尊の旨に反する背理卑怯の行為にして、最も賤む可き所なり。

第 6 条 敢為活潑堅忍不屈の精神を以てするに非ざれば、独立自尊の主義を實にするを得ず。人は進取確守の勇気を欠く可らず。

・「難きを見てなさざるは丈夫の志にあらず」(慶應義塾の記)

・「出来難き事を好んでこれを勤むるの心、これなり」(成学即身実業の説、学生諸氏に告ぐ)

第 7 条 独立自尊の人は一身の進退方向を他に依頼せずして自から思慮判断するの智力を具へざる可らず。

(2) 編纂に携わった人

土屋元作

石河幹明

福澤一太郎

日原昌造

鎌田栄吉

門野幾之進

「斯る評議に提議を乞う可き人物は、小幡兄弟、日原、小泉を以て第一と為す。小幡甚三郎及び小泉は今や地下の人にして致方なし。日原さんが出て来て呉れば実に喜ばしいが如何であろうか。」

(3) 編纂の年—明治 32 年—

明治 31(1898)年 9 月中旬 『女大学評論』『女大学』脱稿

明治 31 年 9 月 26 日 一度目の脳卒中

男女・家庭の道德の箇条

第 8 条 男尊女卑は野蛮の陋習なり。文明の男女は同等同位、互に相敬愛して各その独立自尊を全からしむ可し。

第 9 条 結婚は人生の重大事なれば、配偶の撰択は最も慎重ならざる可らず。一夫一婦終身同室、相敬愛して、互いに独立自尊を犯さざるは、人倫の始なり。

第 10 条 一夫一婦の間に生るゝ子女は、其父母の他に父母なく、其子女の他に子女なし。親子の愛は真純の親愛にして、之を傷けざるは一家幸福の基なり。

第 13 条 一家より数家、次第に相集りて、社会の組織を成す。健全なる社会の基は、一人一家の独立自尊に在りと知る可し。

時事新報社説(「読倫理教科書」明治 23(1890)年 3 月 18 日)

「社会は個々の家よりなるものにして、良家の集合すなわち社会なれば、徳教究竟の目的、はたして良社会を得んとするにあるか、須(すべから)く本(もと)に返りて良家を作るべし。良家を作るの法は、兄弟姉妹をして友愛ならしめ、親子をして親ならしむるにあり、而(しかう)してその本源は、夫婦の倫理に発するものと知るべし」

(4) 修身要領の反響とその背景

明治 33(1890)年 2 月 24 日 「修身要領」発表式(三田演説会例会)

朝比奈知泉の批判(「福澤翁の修身要領」)

- ① 「徳教の文明と共に日新なるべしというのは、全く人類社会の歴史と相容れず。(略) 徳教の本質に至ては、国民の特性に淵源して自ら存立し、決して縷々変更すべきに非ず」
- ② 「忠孝は我が国民の特性にして、不易の徳教たり。(略)独立自尊を偏説したるの過として、殆ど孝の教訓を埋没し去りたるや、亦吾曹の頗る遺憾とする所なり」

- ③ 「福澤翁及び同門諸氏は、固より明治二十三年十月三十日の勅語を記憶するの人なるべし。(略)然るに今や修身要領を頒示するに於て、片言隻字の之に及ぶなきは、勿体なしとしたるがためか、畏れ多しというがためか。(略)修身要領が、一句の之が遵守に言及せざるは、吾曹断じてその失体を咎めざるを得ず。」

井上哲次郎の批判(「独立自尊主義の道德を論ず」)

「翁が修身要領中に忠孝の事を言わずして、単に独立自尊を説く処、分明に教育勅語と相背馳せり。その初めより教育勅語と相背馳するものあることを自覚して此に出でたることを毫も疑なきなり。果たして然らば、強いて異説を標榜して勅語を蔑如するの嫌なきにあらず」

義塾社中の修身論

福澤諭吉『童蒙教草』(明治5年)

阿部泰蔵『修身論』(明治7年)

儒教主義、復古調の文部政策

明治12(1879)年「教学聖旨」

明治14年の政変

明治23(1890)年教育勅語

時事新報社説(「教育の方針変化の結果」明治25(1892)年11月30日)

「明治十四年来、政府の失策は一にして足らずといえども、我が輩の所見をもってすれば、教育の方針を誤りたるの一事こそ、失策中の大なるものと認めざるをえず。」

「そもそも十四年来、政府の当局者は、(略)にわかにか教育の方針を一変し、(略)古学主義を復活せしめ、(略)新たに修身書を編輯選定して生徒の読本にあて、(略)もっぱら古流の道德を奨励して、満天下の教育を忠孝愛国の範囲内に踰躋せしめんと試みたる」

「十年前教育方針の一変は、次第にその毒をたくましゅうして、今日にいたりいよいよ苛烈の徴候を呈したるものこそあれば、今よりその非を改めて回復の療法を講ずるも、その効を見るまでには、また幾多の歳月を費やすことならん。まことに堪え難き次第」

時事新報社説(「文明の政と教育の振作」明治33(1900)年11月16日)

「政変と同時に突然教育主義の一変を謀り、もって文明進歩の気風を排斥するに勉めたるこそ、そもそも大間違の本源なれ。」

「今の社会に行わるる排外の気風は教育の主義に由来すること明白にして、すなわち前年儒教復活の結果が今日に現れて、正に害毒を逞しゅうしつつあるもの」

「十数年前失策の結果、あたかも今日の実際に現れて排外思想の流行をいたし、外交上の障碍少なからざるはもちろん、国家文明の進歩を渋滞せしむるの弊害を醸したるは眼前の事実」

(5) 修身要領のその後

高橋誠一郎「独立自尊主義—就任の挨拶—」(昭和22年1月文部大臣就任)

「それにつけてもしばしば思い出され、又はなほだ遺憾に堪えませんことは、明治の大先覚者福澤諭吉先生が多年主張して来られた独立自尊主義が多く世の容るゝ所とならなかつたことでもあります。この独立自尊主義を根幹といたしました、小幡篤次郎氏その他先生の直弟子たちによって起草され、明治三十三年の紀元節の佳節に当って脱稿されました『修身要領』と称する所のものは、その発表の当時、けんけんごうごうたる非難の声に葬り去られまして、遂に時代を支配する力とはなり得なかつたことでもあります。」

高橋誠一郎祝辞(慶應義塾創立90年記念式典、昭和22年5月)

「明治33年福澤先生の最晩年におきまして「修身要領」を發布したのでありますが、この中に盛られておりますところの精神、すなわち独立自尊主義、これがやがてまた教育基本法で述べられておりますところの、教育の目的というのは、人格の完成に存するものである、民主政治下における教育制度は、個人の尊厳と価値の認識に基礎をおかねばならんという、この原則と適合するものである」

(6) 修身要領の今日的な意義

協生社会、グローバル社会への視野

第十四条 社会共存の道は、人々自から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟(いやしく)も之を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷(きずつ)けざるに在り。

第十九条 己れを愛するの情を拡(おしひろ)めて他人に及ぼし、其疾苦を軽減し其福利を増進するに勉むるは、博愛の行為にして、人間の美德なり。

第二十六条 地球上立国の数少なからずして、各(おのおの)その宗教、言語、習俗を異にすと雖も、其国人は等しく是れ同類の人間なれば、之と交るには苟も軽重厚薄の別ある可らず。独り自(みづか)ら尊大にして他国人を蔑視するは、独立自尊の旨に反するものなり。

「独立自尊」は多義的な言葉

自他の尊厳

一人一人が、独立自尊を問い続けることが出来る

少数論者としての気概

(7) 「自尊自重」を大切にする

「自己の一身を金玉とも明鏡とも見做してこれに汚点の付くを恐れるところの独立自尊の人格を重んずるより外はない。」鎌田栄吉

港区「ふるさと納税制度(団体応援寄付金)」による慶應義塾へのご支援のお願い

平素より慶應義塾にご理解とご支援を賜り有難うございます。御協力に心より御礼申し上げます。

東京都港区には、ふるさと納税制度を用いて、区内の公益的活動団体を支援する「ふるさと納税制度(団体応援寄付金)」があります。慶應義塾は、昨年からのこの制度によって港区から補助金を受けられるようになりました。

その仕組みは、応援したい団体として慶應義塾を指定して港区にふるさと納税していただくと、その7割が港区から慶應義塾に交付されるというものです。ふるさと納税額が、給与所得等によって決まる控除上限額の範囲内であれば、その分は、所得税・住民税から控除されますので、実質的な御負担は2,000円のみとなります。

つまり、毎年所得税・住民税として納めていた金額のうち、上限額の範囲内で、納付先を港区のふるさと納税に代えていただければ、その7割が慶應義塾に届く、という仕組みです。(港区在住の方も可能です。)

私学である慶應義塾が、校舎・設備の拡充と教育内容の充実をはかっていくためには、更なる財政的な裏付けが必要となります。三田会の皆様にも、この仕組みを最大限に活用して、慶應義塾に御支援頂けると有り難く存じます。また、ふるさと納税を活用した支援の輪を拡げて頂けると有り難く存じます。

私共も、慶應義塾の理念と気風を大切にしながら義塾ならではの特色ある教育の充実に一層の努力を重ねて参りますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

「ふるさと納税制度(団体応援寄付金)」の詳しい説明 (義塾基金室ホームページ)

<https://kikin.keio.ac.jp/furusatotax/>



この中の、「寄付の申込方法」の項目の中の「申し込みはこちら」から申し込みが出来ます。